

小田原市災害情報受伝達環境整備業務事業者選定プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

小田原市災害情報受伝達環境整備業務

(2) 業務の目的

近年の多様化、激甚化する災害においては、市民一人一人が直面する災害リスクがそれぞれ違うことから、市民が主体的に災害情報を取得する必要性が増している。そういった中であって、個人が所有するデジタルデバイスの中でもスマートフォンの普及率は年々シェアの拡大を継続しており、インターネットを経由した情報取得手段としての有効性については、今後も高まることが予想される。また、これまで防災行政無線の戸別受信機についても音声のみで情報を伝えていたが、インターネット経由でシステムを構築することにより音声だけでなく文字で残る、双方向通信が可能になるなど、災害時に必要な情報のやり取りが効率的に出来るようになるメリットがある。

本業務は、市から発信される情報を市民がインターネットを経由して個人端末で確実に受け取ることが可能となるよう、アプリケーションやデバイス等の情報受伝達環境を整備するものである。集約した情報を基に、発生する危険性が高まった災害はどのようなものか、それに対して市民はどのような行動をとるべきか等の情報を取りまとめ、本市から市民に対して迅速かつ的確に発信するシステムを構築するとともに、市民が市から発信された情報を確実に受け取り、自らもアプローチすることが可能となるよう、アプリケーションやデバイス等の通信環境を整備する。

(3) 業務の内容

- ア システム構築業務
- イ システム導入業務
- ウ システム運用・保守業務
- エ その他 別紙仕様書のとおり

(4) 成果品

本業務の成果品は別紙仕様書のとおり。

(5) 履行期間

契約の翌日から令和5年3月31日（金）まで

(6) 前提条件

本公募は、内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金（TYPE1）」を活用した事業であるため、同交付金制度要綱（令和4年2月25日 府地創第63号）及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）について（概要資料）（令和4年1月14日 内閣府 地方創生推進室、デジタル庁、内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）等関係資料に沿った提案を行うこと。

2 事業費上限額

69,990,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施形式

公募型方式とする。

4 参加資格

- (1) 小田原市契約規則（昭和 39 年小田原市規則第 22 号）第 5 条の規定に該当する者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限から候補者の選定の日までの間、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 本市での競争入札参加資格（一般委託「情報処理業務委託」の登録）を有するか登録の見込みがあること。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (6) 次に示される同種業務について、平成 23 年度以後令和 3 年度末までに完了の国、特殊法人又は地方公共団体等から受注した業務において、3 件以上の実績を有していること。
 - ・同種業務：防災情報配信システム構築業務

5 必要書類

- (1) 配布資料
 - ア 小田原市災害情報受伝達環境整備業務事業者選定プロポーザル実施要領
 - イ 小田原市災害情報受伝達環境整備業務 仕様書
 - ウ 小田原市災害情報受伝達環境整備業務事業者選定プロポーザル様式集(様式 1～7)
 - エ 小田原市災害情報受伝達環境整備業務事業者選定プロポーザル評価表
- (2) 配布方法
小田原市ホームページよりダウンロードし、使用すること。
<URL>

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/topics/p34274.html>

6 実施スケジュール（予定）

- | | | |
|----------------------------------|--------|-----------------|
| (1) 参加募集（公告） | 令和 4 年 | 6 月 16 日（木） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和 4 年 | 6 月 17 日（金）から |
| | 令和 4 年 | 6 月 29 日（水）正午まで |
| (3) 質問書に対する回答予定 | 令和 4 年 | 7 月 4 日（月）正午まで |
| (4) 参加申込書・企画提案書、提案価格及び参考価格書の受付期間 | 令和 4 年 | 7 月 5 日（火）から |
| | 令和 4 年 | 7 月 20 日（水）正午まで |
| (5) 書類審査（第 1 次審査） | 令和 4 年 | 7 月 22 日（金） |
| (6) 第 1 次審査結果の通知 | 令和 4 年 | 7 月 25 日（月） |
| (7) プレゼンテーション及びヒアリング審査（第 2 次審査） | 令和 4 年 | 7 月 29 日（金） |
| (8) 特定・非特定通知予定 | 令和 4 年 | 8 月 1 日（月） |

7 質疑・回答

(1) 質問書の提出方法

質問書（様式1）を電子メールにより提出。（電話での問い合わせに対する回答はしない。）

電子メール送信後、「12 事務局」へ電話で到着確認をすること。

(2) 質問書の提出期限

令和4年6月17日（金）から令和4年6月29日（水）正午まで

(3) 質問書の提出先

「12 事務局」メールアドレス（bo-kiki@city.odawara.kanagawa.jp）

(4) 質問書の回答方法

提出された質問事項をすべて取りまとめ、質問者名を伏せ、回答を付したものを令和4年7月4日（月）正午までに小田原市のホームページにて公開する。なお、質問の内容によって公平性を保てないと判断した場合は回答を行わないことがある。

8 参加申込書の提出について

(1) 参加申込書の提出書類

書類	内容
参加申込書【様式2】	・代表者印を押印すること
企業概要【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> ・欄内に記入しきれない場合は、別紙での提出も可。 ※ 企業の概要が示されている既存のパンフレットや、SDGsの取組（女性活躍、脱炭素及び障がい者雇用への配慮等）を添付してください。 ・以下の書類を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 前年度の法人事業税の納税証明書 ※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る。（写し可） 2 前年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書 ※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る。（写し可） 3 市税完納証明書（写し可）
システム等導入実績【様式4】	・平成23年度以後令和3年度末までに完了の国、特殊法人又は地方公共団体等への導入実績を確認できる契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(2) 参加申込書の提出方法

ア 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）によ

り提出すること。なお、電送によるものは受け付けない。

イ 郵送、託送による場合は、封筒に「小田原市災害情報受伝達環境整備業務事業者選定プロポーザル参加申込書在中」と朱書きにより明記すること。

※ 持参する場合は、提出の前に提出日時を電話にて連絡すること。

(3) 参加申込書の提出期限

令和4年7月5日（火）から令和4年7月20日（水）正午まで

(4) 参加申込書の提出先

「12 事務局」記載のとおり

(5) 留意事項

期限までに提出されなかったもの、代表者の押印が無いものは無効とする。

(6) 第1次審査結果通知書の交付

「8 参加申込書の提出について (1) 参加申込書の提出書類」で受けた参加申し込みの内容について、参加資格の書類審査を行い、第1次審査結果通知書を送付する。

9 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書の提出書類

ア 作成方法

(ア) 配布された様式（様式5～6）をもとに作成を行うものとし、文字サイズは10.5ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とすること。

(イ) 提出部数は11部（正本1部、副本10部）とすること。

(ウ) 企画提案書等の電子データ（PDF形式）を保存したCD-R又はDVD-Rを1枚提出すること。（CD-R等記録用メディア媒体で必ずウイルスチェックを実施すること。）

書類	内容
企画提案書【様式5】	<ul style="list-style-type: none">・代表者印を押印すること。・プレゼンテーション及びヒアリングの参加者を記載すること。
提案書【様式任意】	<ul style="list-style-type: none">・A4版横使いの片面印刷で、30ページ以内にまとめること。・別紙仕様書を確認の上、作成すること。・自由記載であるが、「5 必要書類(1) 配布資料 エ 小田原市災害情報受伝達環境整備業務事業者選定プロポーザル評価表」を踏まえて、次の内容について具体的かつ簡潔に記述すること。・審査の公平性、透明性等を確保するため、副本10部には企画提案書等については社名等を表示しないこと。 <p>1 システム概要、導入実績</p> <ul style="list-style-type: none">・提案システムの基本的な考え方や、業務の実施方針等を記載すること。・他自治体の導入実績事例を記載すること。 <p>2 システム機能要件</p> <ul style="list-style-type: none">・基本仕様書で示すシステム機能要件に対する内容を踏まえたう

	<p>えで具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能体系や概要を記載し、アピールポイント、特筆すべき点、利用者の利便性や本市職員の負担軽減に寄与する点等について具体的に記載すること。 ・特に高齢者でも見やすい画面づくりの具体的な提案に留意すること。 <p>3 システム構築スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働までの作業スケジュールを示すこと。 <p>4 操作性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者マニュアルおよび市民向けの利用案内について、他自治体の導入事例を示し、具体的に記載すること。 ・管理者権限で操作可能な機能の説明及び画面遷移を具体的に示すこと。 <p>5 運用・保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 仕様書で示す運用保守業務に対する内容を踏まえたうえで具体的に記載すること。 ・本システム運用に係るサポートについて、対応の詳細を具体的に示すこと。 <p>6 地域貢献・社会貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元業者の活用見込みを記載すること。 ・SDGs の取組（女性活躍、脱炭素及び障がい者雇用への配慮等）について記載すること。 <p>7 独自提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の現状等を鑑み、その他有益な提案があれば記載すること。
<p>提案価格及び参考価格書【様式6】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版縦使いの片面印刷とする。 ・算出根拠となる積算内訳を内訳書として添付すること。 ・提案価格及び参考価格は、消費税及び地方消費税（10%）を含めないこと。 ・内訳書は、システム構築にかかる費用、端末導入にかかる費用及び保守費用を明確にし、合計金額が分かるものとし、合計金額は、消費税込みで「2(5)限度額」の上限額を超えないこと。

(2) 企画提案書の提出方法

ア 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。なお、電送によるものは受け付けない。

イ 郵送、託送による場合は、小田原市災害情報受伝達環境整備業務事業者選定プロポーザル参加申込と同封すること。

※ 持参する場合は、提出の前に提出日時を電話にて連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限

令和4年7月5日（火）から令和4年7月20日（水）正午まで

(4) 参加申込書の提出先

「12 事務局」記載のとおり

(5) 留意事項

期限までに提出されなかったもの、代表者の押印が無いものは無効とする。また、提出後の資料の差替え及び再提出は認めない。

10 選考について

(1) 一次審査

ア 審査概要

提出書類について評価を行い、最大で3者を一次審査通過者として選定する。なお、評価の結果、同得点であるものが2者以上ある場合は、トータルコスト（提案価格＋参考価格）の低い事業者から順に上位とする。

評価項目と配点については、次のとおりとする。

評価項目	配点
企画提案書	350 点
提案価格及び参考価格書	100 点
合計	450 点

イ 審査方法（非公開）

一次審査は、応募者から提出された書類に関する審査を行う。

ウ 一次審査結果の通知

一次審査の結果については、令和4年7月25日（月）に応募者にメール等で通知する。

なお、一次審査通過者に対しては、合わせて二次審査の詳細についても通知する。

エ その他

(ア) 一次審査の結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

(イ) 提出書類は、一次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。

(2) 二次審査

ア 審査概要

(ア) 二次審査にあたっては、提案者からのプレゼンテーションに対し評価を行い、最も優れた企画提案を行った企画提案者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。なお、二次審査の上位2者が同点の場合は、一次審査の得点が上位の者を優先交渉権者とする。

(イ) 次の場合は除外とする。

a すべての審査員が評価点1と採点した項目がある場合。

b すべての審査員の採点した各項目の合計が標準点（180点）に満たない場合。

イ プレゼンテーション及びヒアリングについて（非公開）

プレゼンテーション及びヒアリングの具体的な内容として、次のとおりを予定する。

(ア) 企画提案書説明（企画提案書から抜粋して説明する。PowerPoint 可。プロジェクター使用可。提出済み以外の資料配布不可。）

(イ) デモンストレーション（小田原市災害情報受伝達環境整備業務 仕様書「1 1 防災情報等配信ソフトウェア」にある機能項目を主として行うこと。）

(ウ) 質疑応答（企画提案書、提案価格及び参考価格書等に係る質問を行う。）

ウ 審査方法

本業務の二次審査にあたっては、提出書類について「5 必要書類(1) 配布資料 エ 小田原市災害情報受伝達環境整備業務事業者選定プロポーザル評価表に基づき評価を行う。

エ 実施時間及び会場

各企画提案者につき次のとおり 60 分間のプレゼンテーションを実施する。なお、開始時間や実施会場等については、一次審査結果とともに通知する。

(ア) 企画提案内容説明及びデモンストレーション（30分）

企画提案者から説明を行う。想定されるシステムを使用したデモンストレーションを実施する。

(イ) 質疑応答（30分）

審査委員から質問を行う。

なお、質疑応答において、必要に応じて機器の使用を認める。

(ウ) 準備及び片付け（5分）

オ 参加者

提案者側の参加者は5名を上限とする。

カ 結果通知

全参加者あてに、電子メール等で令和4年8月1日（月）にメール等で通知する。また、通知にあたっては、結果のみとし、その他の順位、点数等については非公表とする。

キ その他

スクリーンは本市で用意する。プロジェクター及びPC等の機器については、企画提案者にて準備すること。

11 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーションの参加等に係る一切の経費は、企画提案者の負担とする。やむを得ない理由により企画提案審査が中止となった場合にも、これに要した費用は本市に請求できないものとする。
- (2) 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、選定に際して必要な範囲内で複製等作成すると共に、審査終了後も返却しない。
- (3) 本提案に際して、本市から得た情報について、他に流用・提供等することを固く禁ずる。本提案終了後に不要となった情報は、確実かつ迅速に処分すること。
- (4) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。また、一度提出した提出書類の変更、差し替え、追加は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに担当者あてに電話で連絡すること。その後、速やかに参加辞退届（様式7）を担当所管あてに郵送すること。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (7) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (8) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具

体的な実施方法について、提案を求めることがある。

- (9) 提出書類は、小田原市情報公開条例（平成 14 年小田原市条例第 32 号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。

12 事務局

小田原市 防災部 防災対策課 危機管理係

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪300番地

TEL 0465-33-1855

FAX 0465-33-1858

電子メール bo-kiki@city.odawara.kanagawa.jp